

令和6年度すまいるスクール 利用登録案内

すまいるスクールの利用には、年度毎に登録書類の提出が必要です。

すまいるスクールの利用登録をする場合は、パンフレットなどで内容を確認の上
申し込んでください。

【令和6年度 登録申請書類受付期間】

◆令和6年4月から利用開始予定の場合 2月17日(土) 受付〆切

利用開始日	令和6年4月1日(月)
受付期間	令和6年1月19日(金) ~ 2月17日(土) *日曜祝日を除く

ただし区外よりの転入等は、下記窓口にご相談ください。

◇令和6年5月以降に利用開始予定の場合

利用開始日	5月以降毎月1日から
受付期間	5月からの利用：令和6年3月12日(火) ~ 4月10日(水) *日曜祝日を除く 6月以降の利用：利用希望月の前月10日〆切 *日曜・祝日の場合は翌日

【受付時間】 午前9時30分~午後7時

【提出先】 ●区立学校に在学または就学予定の方 ⇒ 学校内のすまいるスクール

●区立学校以外の方 ⇒ 下記窓口 (P2 書類提出時の注意点 参照)

※記載内容の確認のため、書類は保護者が直接提出してください。(郵送不可)

品川区 子ども未来部 子ども育成課 放課後サポート担当
☎03-5742-6596

目 次

表紙 受付期間 提出先	P1
目次	P2
1 手続きの流れ	P3
2 すまいるスクールの登録区分	P3
3 提出書類	P4
4 利用料、利用料の減額(きょうだい)・免除制度	P5
5 利用児童への食物アレルギー対応について	P6
6 申請に変更が生じた場合	P6
7 令和6年度の利用料の対応	P6
8 すまいるスクールQ&A	P7

【その他 資料】

- 提出書類記入例
- 利用料の口座振替日について
- 口座振替取り扱い金融機関一覧
- すまいるスクール補償制度のご案内

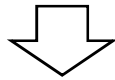
《書類提出時の注意点》

- 書類は必ず保護者が持参し、提出してください。(郵送での提出はできません。)
- 提出先
 - ▷ 区立学校に就学予定の児童⇒就学予定の小中学校内のすまいるスクール。
 - ▷ 区立学校以外の小学校に在学・就学し、初めてすまいるスクールを利用する児童。
⇒品川区役所第二庁舎7階「子ども育成課窓口」に書類を提出してください。
(土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時)
- 通学区域外の小学校を希望される場合は本来の通学区域の小中学校のすまいるスクールに提出し、入学する学校が決まり次第すまいるスクールにご連絡ください。
- 区外からの転入等、上記受付期間に申請できない場合は、各すまいるスクールまたは、子ども育成課にご相談ください。

1 手続きの流れ

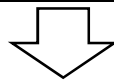
① 金融機関窓口で口座振替依頼書の手続きをする

- ◆ インターネット銀行等の手続きは、数週間かかる場合があります。
- ◆ 既に登録済みで、口座に変更がない場合は不要です。



② 登録する区分（時間）を決め、所定の書類に必要事項を記入する

- ◆ 区分（時間）により、利用できる時間や料金が異なります。
4 ページ「提出書類」で確認してください。



③ すまいるスクールに書類を提出する(区立学校以外に就学予定の方 P2 参照)

- ◆ 〆切厳守です。1 ページ「受付期間」内に、保護者の方が提出してください。

2 すまいるスクールの登録区分について

すまいるスクールには以下3つの登録区分があり、それぞれに違いがあります。

	A登録 (午後5時まで)	利用時間延長	
		B登録 (午後6時まで)	C登録 (午後7時まで)
利用できる学年	全学年	全学年	1～3年生
就労等の理由	不要	必要(※)	必要(※)
利用料(口座振替)	250円/月	3,250円/月	4,250円/月
間食	なし	あり	あり
迎え	不要	不要	6時を過ぎた場合は 迎えが必要(高校生以上)

※『就労等の理由』

就労、疾病、心身障害、就学および技術習得、求職、看護、介護

その他(出産、PTA活動、町会・自治会活動ほか、児童の保護に欠けると認められる場合)

◇就労証明書・診断書などの添付は不要です。

◇B・C登録の場合は、承認通知が自宅に郵送されます。A登録の場合、通知はありません。

3 提出書類 …… 消せる筆記具の使用は不可

各書類について 兄弟姉妹の場合でも、児童1人につき1枚ずつ
必要です。

- ◆A登録 …… ① ②を全員提出
- ◆B登録・C登録 …… ① ～ ③を全員提出
- ※④⑤は該当する場合のみ提出

	提出 チェック
① すまいるスクール利用登録書兼利用児童状況表 (両面記入) ● <u>全員、必ず提出が必要です。</u>	<input type="checkbox"/> 全員
② 食物アレルギーに関する調査票 ● <u>アレルギーがなくても全員、必ず提出が必要です。</u>	<input type="checkbox"/> 全員
③ すまいるスクール時間延長利用申請書 (B・C登録) 登録区分のチェック、間食希望の有無、保護者の状況を正確に記入して ください。	<input type="checkbox"/> BC登録の方
④ 口座振替依頼書 (3枚複写) ● <u>事前に金融機関窓口で手続きをしてください。</u> ・ 2枚目の「品川区保管用」を提出してください。 ・ 3枚目の「お客様保管」のみ返却された場合はコピーを提出してください。 ◎ 一度でも口座登録をした児童については提出は不要です。 ◎ 金融機関の口座の変更がある場合は再度手続きが必要です。 ◎ 口座の変更や書き間違いがないか必ず確認の上、提出してください。 ◎ インターネット銀行の場合でも、提出が必要です。	<input type="checkbox"/> 該当者のみ
⑤ すまいるスクール利用料減額・免除申請書 利用料の減額・免除のための申請書です。 P5「利用料の減額・免除制度」を確認の上、 <u>該当する場合は提出してください。</u>	<input type="checkbox"/> 該当者のみ

4 利用料、利用料の減額・免除制度

利用料

すまいるスクールに登録すると(利用の有無に関わらず)登録区分に応じた利用料が発生します。※P6枠内参照
利用料は登録時に提出する金融機関口座より毎月引き落します。

区分	金額
A登録	250円/月
B登録	3,250円/月
C登録	4,250円/月

利用料の減額・免除制度

以下に該当する世帯の方は、利用料減額・免除申請書を提出することにより、利用料の減額・免除が受けられます。

区分	減額後
A登録	125円/月
B登録	1,625円/月
C登録	2,125円/月

※申請書の提出がないと適用されません。注意してください。

【減額(半額)対象】

生計を一にする世帯に、小学生の児童が2人以上いる場合、登録の有無に関わらず2人目以降の児童が該当します。(小学校に在籍する一番上のお子さんは該当しません)

【例】3人きょうだい 第一子：8年生 非該当
第二子：6年生 A登録 250円/月
第三子：3年生 A登録 125円/月

左の例で、6年生の第二子が登録していなくても第三子は減額対象となります。
(金額は上記参照)

【免除対象】

- ① 生活保護受給世帯
- ② 住民税非課税、または均等割のみ課税世帯(8月分の利用料までは、前年度の住民税が対象)
- ③ 令和6年度に就学援助を受給する世帯(受給対象児童のみ対象)
※就学援助受給の決定後(6月頃)に免除の決定となります。支払済の利用料がある場合は、後日返金します。

《減額・免除の適用月について》

●減額・免除は、申請後の利用月に適用されます。(【免除】③を除く)

- ◇【免除】②の申請をする方で、当該年度および前年度の住民税課税地が品川区以外の場合、住民税非課税もしくは課税証明書を添付してください。
- ◇【免除】③のみ、就学援助受給決定月まで、さかのぼって免除の申請ができます。
なお、年度を超えて、さかのぼることはできません。

5 利用児童への食物アレルギー対応について

「食物アレルギーに関する調査票」で「あり」と回答した場合
すまいるスクール担当指導員が面談、電話等で利用児童の状況を確認します。

◇すまいるスクールでの食物アレルギー対応は以下のとおりです。

- ① 昼食や間食時の席や、工作教室等での配慮
- ② 間食提供時のトレーの使用
- ③ 7大アレルゲンを除去した間食の提供（B・C登録）
- ④ 間食の持ち込み（7大アレルゲンを除去した間食を食べることができない児童）

※③または④のどちらか一方を選択。併用はできません。

食物アレルギー対応を希望する場合は、学校に提出する「学校生活管理指導表アレルギー疾患用」の写し、または「診断書」の提出が必要です。

6 申請に変更が生じた場合

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」を提出してください。

変更事項に応じた届出用紙は、すまいるスクールにあります。

また、区ホームページからダウンロードもできます。

※変更を希望する月の前月10日までに提出。

【変更例】

氏名/住所/緊急連絡先/勤務先/勤務状況/学校/登録区分/利用辞退/間食提供の有無の変更等

◇登録している金融機関の口座を変更する場合は、新たに「口座振替依頼書」を金融機関で手続きし、すまいるスクールに提出してください。

《令和6年度 利用料の対応》

すまいるスクールでは、毎年利用児童が増加傾向にあり、活動場所の確保が困難な施設もあります。そのため、1年生がすまいるスクールの活動に慣れるまで(4月から6月ごろまで)の期間は2年生以上でお家で過ごすことができる場合は可能であれば極力利用を控えるよう、ご協力ください。

この対応により、令和6年度利用料につきましては、当該の月に一度でも利用があった児童についてのみ引き落としを行います。(本来すまいるスクールの利用料は、すまいるスクールの登録があった方全員から利用の有無にかかわらず引き落としをしております。)

8 すまいるスクールQ&A

Q1 すまいるスクールを利用できる児童に条件はありますか？	A1 品川区に在住で、区立学校に在籍する小学生児童全員が対象です。 区内在住で区立小学校以外の学校等に通学する1～6年生も利用することができます。 原則、すまいるスクールに定員はありません。
Q2 すまいるスクールの登録書類は、学校に提出してもいいですか？	A2 学校ではなく、保護者が直接、すまいるスクールに提出してください。
Q3 途中で利用をやめたり、登録区分等を変更したりすることはできますか？	A3 できます。 利用の辞退や、登録内容を変更するための書類は 変更希望月の前月10日までに提出 してください（期限日が日曜・祝日の場合は翌実施日）
Q4 すまいるスクールの利用料は、どのように払うのですか？	A4 銀行口座引落しです。 （翌月末に自動引落し/土日祝日の場合は翌営業日）
Q5 保護者のお迎えが必要ですか？	A5 午後6時までの利用は、迎えの必要はありません。 C登録で午後6時を過ぎて利用する場合 必ず保護者等（高校生以上）の迎えが必要です。
Q6 引っ越し予定（品川区へ転入予定）の場合、すまいるスクールの登録手続きはどうすればいいですか？	A6 就学予定校のすまいるスクールへ申請してください。 なお、品川区への転入が3月以降となる場合は子ども育成課に問い合わせてください。
Q7 学校選択の抽選の結果、待機となり就学先の学校が決まっています。登録手続きはどうすればいいですか？	A7 決定するまでは、指定校のすまいるスクールに登録申請してください。就学先の変更があった場合は登録申請をしたすまいるスクールに連絡してください。変更の手続きをします。
Q8 4月利用の受付期間の手続き後「区内転校」または「就学指定校の変更手続き」で就学先が変わりました。どうすればいいですか？	A8 就学先が変更となった場合、登録申請書を提出したすまいるスクールに連絡してください。変更の手続きをします。
Q9 年度途中で区外への転居が決まりました。すまいるスクールへの手続きは必要ですか？	A9 必要です。 「すまいるスクール利用辞退届出書」を必ず提出してください。
Q10 子どものお迎えを同居の家族以外の人をお願いしたいのですがいいのでしょうか？	A10 迎えが同居の家族以外の場合、お子さんの安全を考慮し、「代理お迎え届書」の提出が必要です。 書類はすまいるスクールにあります。

※区立学校に在籍（就学予定）している児童で、医療的ケアが必要な場合は、書類提出前に子ども育成課放課後サポート担当へ連絡の上、相談してください。